

一、相关新法令、新政策

● 中国对外贸易形势报告（2011年秋季）

【发布单位】商务部

【发布日期】2011-11-11

【内容提要】该报告内容包括：

- 2011 年前三季度中国对外贸易发展情况；
- 2011 年全年中国对外贸易形势预测；
- 2012 年中国对外贸易发展环境分析。

【法令全文】请点击以下网址查看：

<http://zhs.mofcom.gov.cn/aarticle/cbw/201111/2011107825710.html>

● 钢铁工业“十二五”发展规划

【发布单位】工业和信息化部

【发布日期】2011-10-24

【实施日期】2011-2015

【法令全文】请点击以下网址查看：

http://www.gov.cn/zwgk/2011-11/07/content_1987459.htm

【注】

- 如果需要了解法律、法规或政策的全文内容或需要相关日文翻译服务，请与我们联系；
- 本栏目所公布的网址通常为官方网址，如果无法访问，您可以通过搜索引擎查阅或与我们联系。

二、相关新信息

● 发改委反价格垄断提速 每年可能调查一个重点行业

日前，国家发展和改革委员会（以下简称“发改委”）宣布，正在调查中国电信和中国联通涉嫌宽带接入领域垄断问题——这是 2008 年《反垄断法》生效以来查处的第一起涉及央企的反垄断案件。

此举折射了发改委在价格监管工作方面正从“价格监管”向“反价格垄断”方向转变。事实上，2011 年年中，发改委“价格监督检查司”更名为“价格监督检查与反垄断局”，已经体现了进行这一方向转变的迹象。

根据发改委近期所作的工作介绍以及下发的 2011 年工作方案：

- 价格主管部门今后一段时期将大力开展

一、関連する新法令、新政策

● 中国对外贸易形势报告（2011年秋季）

【発布機関】商務部

【発布日】2011-11-11

【概要】本報告には次の内容が含まれる。

- 2011 年 1～3 四半期の中国对外贸易发展状况
- 2011 年の年間の中国对外贸易形势見通し
- 2012 年中国对外贸易发展环境分析

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

<http://zhs.mofcom.gov.cn/aarticle/cbw/201111/2011107825710.html>

● 製鉄工業「第十二次五ヶ年計画」発展計画

【発布機関】工業及び情報化部

【発布日】2011-10-24

【施行日】2011-2015

【法令全文】下記の URL をクリックしてください。

http://www.gov.cn/zwgk/2011-11/07/content_1987459.htm

【注】

- 法令・政策の全文の内容や相応の日本語訳のサービスが必要な場合には、私共にご連絡ください。
- ご案内する URL は政府筋の公式サイトですが、リンクできない場合は、検索エンジンで検索いただくか、私共にご連絡いただければと思います。

二、関連する新着情報

● 发展改革委による価格独占禁止法令執行のスピード加速 毎年、重点産業を1つ調査するもよう

先頃、国家发展和改革委员会（以下「发展改革委」）は、現在、中国電信と中国聯通に対し、ブロードバンドアクセス分野における独占禁止法違反の疑いのため調査を進めていることを明らかにした。——これは 2008 年に「独占禁止法」が施行されてから初の中央企業による独占禁止法関連の摘発案件となる。

これにより、发展改革委の監督管理作業はまさに「価格の監督」から「価格独占禁止」方向に変わりつつあることを反映している。実際に、2011 年の半ばには、发展改革委の「価格監督検査司」は「価格監督検査及び独占禁止局」へと名称変更しており、この方向での転換を行っていることを裏付けるものである。

反价格垄断的执法工作，其中首要工作是拓宽案件线索来源渠道，包括鼓励消费者和经营者举报价格垄断行为，并善于利用媒体报道的线索。

- 每年将选择一个重点行业开展有针对性的反价格垄断调查，预防和制止价格垄断行为，同时建立健全不同行业经营方式、经营特点、价格变化等信息采集制度，及时发现和制止价格垄断行为。
- 要求地方发改委建立和行业协会的沟通机制，预防和制止行业协会组织本行业经营者达成价格垄断协议等垄断行为。

(摘自《中国青年报》；2011年11月11日发布)

發展改革委員會は、近日行う作業の紹介及び通達した2011年作業方案によると、以下の通りである。

- 価格主管部門は、今後の一定期間において価格独占禁止の法令執行作業に一層力を入れる予定であり、その内の主要作業は案件情報の出所を開拓することであり、消費者及び事業者による価格独占行為の通報を奨励することを含み、且つメディアが報道した情報を利用することにも長ける。
- 毎年、1つの重点産業を選択し的確な価格独占禁止調査を実施し、価格独占行為を予防し阻止すると同時に、異なる業種の経営方式、経営特徴、価格変化等の健全な情報収集制度を構築し、価格独占行為を遅滞なく発見し、阻止する。
- 地方の發展改革委員會に対し、業種協会との意思疎通メカニズムを構築し、業種協会が本業種事業者同士の価格独占協定等の独占行為を行うことを予防し阻止するよう要求する。

(2011年11月11日付の「中国青年報」より抜粋)

- [《商务行政处罚程序规定（试行）》、《商贸流通标准化管理办法》、《国内水路运输条例》公开征求意见](#)

日前，中国政府法制信息网上公布[《商务行政处罚程序规定（试行）》（征求意见稿）](#)、[《商贸流通标准化管理办法（征求意见稿）》](#)、[《国内水路运输条例（征求意见稿）》](#)，并公开征求意见。简要介绍如下：

《商务行政处罚程序规定（试行）》（征求意见稿）
包括商务行政处罚案件的管辖、监督检查、立案与调查、行政处罚的决定、送达与执行、执法监督等部分。
《商贸流通标准化管理办法》（征求意见稿）
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商贸流通标准分为强制性标准和推荐性标准。 ▪ 强制性标准应限定在如下范围：国家法律、法规、规章规定应当强制执行的要求；涉及保护人类健康或人身、财产安全的要求；防止欺骗和保护消费者权益的要求等。 ▪ 批发和零售业、租赁和商务服务业等相关技术要求，商贸物流、电子商务、再生资源回收利用等技术要求等，需要在全国商贸流通领域内统一规范的，应当制定行业标准。
《国内水路运输条例》（征求意见稿）
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 该条例适用于在中国管辖的海域、江河、湖泊及其他通航水域内从事的经营性水路运输及其辅助性活动。 ▪ 水路运输分为旅客运输和货物运输。水路运输辅助性活动包括国内船舶管理、国内船舶代理、国内水路旅客运输代理、国内水路货物运输代理。 ▪ 外商投资企业不得经营国内水路运输业务，但国务院交通运输主管部门特许的除外。

- [「商務行政処罰手順規定（試行）」、「商業貿易流通標準化管理弁法」、「国内水路運輸条例」がパブリックコメントを募集する](#)

先頃、中国政府法制情報ウェブサイトにて「[商務行政処罰手順規定（試行）](#)」（意見募集案）、「[商業貿易流通標準化管理弁法](#)（意見募集案）」、「[国内水路運輸条例](#)（意見募集案）」を公表し、且つパブリックコメントを募集した。以下、簡潔に紹介する。

「商務行政処罰手順規定（試行）」（意見募集案）
商務行政処罰案件の管轄、監督検査、立件と調査、行政処罰の決定、送達と執行、法令執行監督等の部分を含む。
「商業貿易流通標準化管理弁法」 （意見募集案）
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 商業貿易流通基準を強制性基準と推薦性基準に分ける。 ▪ 強制性基準は、次の範囲に限定される。国の法律、法規、規則規定で強制執行しなければならない要求。人類の健康と人身、財産の安全の保護に係る要求。欺瞞を防止し、消費者の利益を守る要求等。 ▪ 卸売及び小売業、リース及びビジネスサービス業等に関する技術要求や、商業貿易物流、電子商取引、再生資源回收利用等の技術要求等は全国の商業貿易流通領域内で統一した規範を必要とする場合、業種基準を制定しなければならない。
「国内水路運輸条例」 （意見募集案）
<ul style="list-style-type: none"> ▪ 本条例は中国管轄の海域、河川、湖及びその他通航水域内で取扱う事業性水路運輸及びその補助的活動に適用する。 ▪ 水路運輸は、旅客運輸及び貨物運輸に分かれる。水路運輸の補助的活動には、国内船舶管理、国内船舶代理、国内水路旅客輸送代理、国内水路貨物輸送代理が含まれる。 ▪ 外商投資企業は、国内水路運輸業務を取扱ってはならないが、國務院交通運輸主管部門が特別

- 外国企业、其他经营组织和自然人不得从事国内水路运输及其辅助性业务经营活动，也不得通过租用中国籍船舶或者舱位等方法变相经营国内水路运输业务。
- 除该条例第二十二條規定情形外，不得使用外国籍船舶经营国内水路运输业务。

(里兆律师事务所 2011 年 11 月 09 日整理编写)

- に許可する場合はこの限りでない。
- 外国企業、その他經營組織及び自然人は、国内水路運輸及びその補助的業務經營活動を行ってはならず、中国籍船舶又は船腹をチャーターする等の方法を通じて国内水路運輸業務を実質的に取扱ってもならない。
 - 本条例第二十二條で定める状況を除き、外国籍船舶を使用して国内水路運輸業務を取扱ってはならない。

(里兆法律事務所が 2011 年 11 月 9 日付で作成)

● 《国家再生资源综合利用先进适用技术目录(第一批)》公开征求意见

日前，工业和信息化部公布《国家再生资源综合利用先进适用技术目录(第一批)》(征求意见稿)，公开向社会和工业企业征求意见。公示时间：2011 年 11 月 04 日至 18 日。该目录包括废弃电器电子、废旧轮胎橡胶、废旧金属和废玻璃、废塑料和废纺织品、建筑和农林废弃物、废纸张及其他等 6 大类 95 项技术。

(摘自工业和信息化部网站；2011 年 11 月 09 日发布)

● 「国家再生资源综合利用先端適用技術目錄(第一回目)」がパブリックコメントを募集する

先頃、工業及び情報化部は「国家再生资源综合利用先端適用技術目錄(第一回目)」(意見募集案)を公表し、社会及び工業企業からのパブリックコメントを募集している。公示期間は、2011 年 11 月 4 日から 18 日までである。本目録には、廃棄電器電子、廃棄中古タイヤゴム、廃棄中古金属及び廃棄ガラス、廃プラスチック及び廃棄紡織品、建築及び農林廃棄物、廃紙及びその他計 6 類 95 項目の技術が含まれる。

(2011 年 11 月 9 日付の工業及び情報化部ウェブサイトより抜粋)

● 2011 年 10 月中国主要经济数据

日前，国家统计局、海关总署、中国人民银行等发布了 2011 年 10 月中国主要经济数据，包括：

- 经济统计数据，包括：规模以上工业生产运行情况、固定资产投资主要情况（1-10 月）、工业生产者价格变动情况、居民消费价格（CPI）变动情况。
- 进出口数据，包括：全国进出口总值表、全国进口重点商品量值表、全国出口重点商品量值表、进出口商品主要国别（地区）总值表、进出口商品贸易方式总值表【累计、当月】等。
- 金融统计数据报告。

另外，商务部日前公布了 2011 年 1-9 月全国吸收外商直接投资情况。

(里兆律师事务所 2011 年 11 月 11 日整理编写)

● 2011 年 10 月中国主要經濟データ

先頃、国家統計局、税関総署、中国人民銀行等は、2011 年 10 月の中国主要經濟データを公表したが、以下の内容が含まれる。

- 經濟統計データ。規模以上工業生産運行状況、固定資産投資主要状況（1-10 月）、工業生産者物価指数変動状況、消費者物価指数（CPI）変動状況が含まれる。
- 輸出入データ。全国輸出入総値表、全国輸入重点商品量值表、全国輸出重点商品量值表、輸出入商品主要国別（地区）総値表、輸出入商品貿易方式総値表【累計、当月】等が含まれる。
- 金融統計データ報告。

また、商務部は先頃、2011 年 1-9 月全国外商直接投資誘致状況を公表した。

(里兆法律事務所が 2011 年 11 月 11 日付で作成)

● 离岸公司相关问题简要介绍

在全球化时代，越来越多的企业倾向于选择设立离岸公司或者与离岸公司建立合作关系。所谓“离岸公司”，通常理解，是指在投资方注册地以外的离岸法区¹依据该离岸法区的法律注册成立的商业组织形式。为了便于企业进一步了解设立离岸公司的相关优势、离岸公司的相关特点以及中国法律对离岸公司的态度，律师在此进行简要介绍，供企业参考。

● オフショアカンパニーについての簡潔な紹介

グローバル化した時代において、益々多くの企業がオフショアカンパニーの設立又はオフショアカンパニーとの提携関係構築を選択する傾向にある。いわゆる「オフショアカンパニー」とは、通常理解では、出資者の登録地以外のオフショアエリア¹に当該オフショアエリアの法律に依拠して登録設立した商業組織形式をいう。企業がオフショアカンパニーの設立の斯かる優位性、オフショアカンパニーの斯かる特徴及び中国法律のオフショアカンパニーに対する姿勢を一層把握しやすいよう、参考までここで簡潔に紹介する。

设立离岸公司的主要优势

序号	优势或特点	简要说明 ²
1	注册程序便捷	<ul style="list-style-type: none"> 时间比较快捷（例如：中国企业在香港设立离岸公司，材料齐全的情况下，通常5个工作日内左右可完成注册）； 程序比较简便（例如：通常情况下，申请人无须亲临注册地，也无须办理每年的年检手续）。
2	经营范围不受限制	<ul style="list-style-type: none"> 除了个别限制性行业，比如银行、保险、军事等，离岸公司的经营范围几乎不受限制。
3	股东和董事要求不高	<ul style="list-style-type: none"> 离岸公司对股东和董事的国籍、年龄、资产等均没有限制，大多数离岸法区可以接受法人出任公司董事一职。
4	公司管理简便	<ul style="list-style-type: none"> 离岸公司通常无须每年召开股东大会或董事会。即使召开，其地点也可任意选择； 离岸公司的日常运作比较简便，通常只需委托一个公司秘书即可保证公司的日常运作。

オフショアカンパニー設立の主な優位性

番号	優位性又は特徴	簡潔な説明 ²
1	登録手順が迅速である	<ul style="list-style-type: none"> 時間が相対的に素早い（例えば、中国企業が香港にオフショアカンパニーを設立する場合、資料がすべて揃っていれば、通常、5 業務日前後で登録が完了できる）。 手続きが相対的に簡便である（例えば、通常、申請者は必ずしも登録地に自らその場に臨まなくてもよく、毎年の年度検査手続も行う必要がない）。
2	経営範囲が制限を受けない	<ul style="list-style-type: none"> 銀行、保険、軍事等の個別の制限性業種を除き、オフショアカンパニーの経営範囲はほとんど制限を受けない。
3	株主と董事の要求が高くない	<ul style="list-style-type: none"> オフショアカンパニーは、株主及び董事の国籍、年齢、資産等について何れも制限がなく、ほとんどのオフショアエリアでは、法人が会社董事の役職に就任することを認めている。
4	会社のマネジメントが簡便である	<ul style="list-style-type: none"> オフショアカンパニーは、通常、株主総会又は董事会を毎年開催する必要はない。開催する場合でも、その場所も任意に選択できる。 オフショアカンパニーの日常の運営は相対的に簡便であり、通常、会社の一人の秘書に会社が常時運営するよう任せるだけでよい。

¹ “离岸法区”又被称做“避税港”。根据国际财政文献局所编《国际税收辞汇》的解释，凡符合以下条件的国家或地区，可以认定为“避税港”：（1）不征税或税率很低，特别是所得税和资本利得税；（2）实行僵硬的银行或商务保密法，为当事人保密，不得通融；（3）外汇开放，毫无限制，资金来去自由；（4）拒绝与外国税务当局进行任何合作；（5）一般不签订税收协定或只有很少的税收协定；（6）是非常便利的金融、交通和信息中心。目前，符合上述条件的国家或地区有香港、英属维尔京群岛、开曼群岛、百慕大群岛、巴哈马群岛、塞舌尔群岛、巴拿马、毛里求斯等。

¹ 「オフショアエリア」は「租税回避地」とも呼ばれる。国際租税研究所が編纂した「国際租税用語録」の解釈によると、以下の条件に適合する国又は地域は、いずれも「租税回避地」と認定できるとされている。（1）とりわけ所得税及び資本利得税が不課税又は税率が低い。（2）硬い銀行又は商務守秘法を実施し、当事者の秘密保持のため、融通を利かしてはならない。（3）外貨を開放し、制限がなく、資金の行き来が自由である。（4）外国税務当局との如何なる提携も拒否する。（5）通常、租税協定は締結せず又は極少ない租税協定があるだけである。（6）非常に便利な金融、交通及び情報センターである。現在、上記の条件に適合する国又は地区として、香港、英国領バージン諸島、ケイマン諸島、バミューダ諸島、パナマ諸島、セイシェル諸島、パナマ、モリシャス等がある。

² 需要说明的是，由于离岸法区立法侧重各有不同，并非所有离岸公司都有表中所列的该等优势。

² オフショアエリアにおける立法の重点はそれぞれ異なることから、すべてのオフショアカンパニーに表中のこれら優位性があるとは限らない。

5	高度 保密 性	<ul style="list-style-type: none"> 股本构成、董事名单、公司营业等情况均可保密； 通常情况下，其他企业和个人不能查询离岸公司的相关信息。
6	合法 避税， 降低 税务 负担	<ul style="list-style-type: none"> 设立在某些离岸法区的离岸公司在当地取得的营业收入和利润可以免税或以极低的税率缴税，有些甚至免交遗产税³。因此，企业可通过设立离岸公司妥善安排税务，合理、合法避税等； 如果企业设立的离岸公司所在国/地区与企业自身注册地国/地区之间签有双边税收协定，则有机会降低因来源于境外所得而需缴纳的税收。
7	上市 工具	<ul style="list-style-type: none"> 设立在百慕大群岛、开曼群岛等离岸法区的离岸公司可以在纽约、卢森堡、香港、新加坡等地申请挂牌上市。
8	有 利 于 控 股 及 投 资 活 动	<ul style="list-style-type: none"> 以蒙牛为例，2002年06月05日，摩根斯坦利等三家跨国公司在开曼群岛注册了两家壳公司：China Dairy Holdings（中国乳业控股公司）和MS Dairy Holdings（摩根斯坦利乳业控股公司），第一家作为未来接收自己对“蒙牛”投资资金的账户公司，第二家作为对“蒙牛”进行投资的股东公司。几天之后，中国乳业控股公司又在毛里求斯设立了全资子公司China Dairy（Mauritius）Ltd.（中国乳业毛里求斯公司）。2002年09月23日，蒙牛的10位发起人、投资人等分别在英属维尔京群岛注册成立了金牛公司和银牛公司，该两公司各自收购中国乳业控股50%的股权，中国乳业毛里求斯公司继续作为中国乳业控股的全资子公司。2002年10月和2003年10月，摩根、英联、鼎辉分别通过记入中国乳业控股银行账户的方式，分两次向“蒙牛”注入了大量资金。“内蒙古蒙牛乳业有限公司”得到境外投资后改制为合资企业，而中国乳业控股公司也从空壳演变为在中国大陆有实体业务的控股公司。总体而言，蒙牛通过离

5	守 秘 性 高 的	<ul style="list-style-type: none"> 持分构成、董事名簿、会社の営業等の状況については、いずれも秘密保持できる。 通常、その他企業及び個人は、オフショアカンパニーの関係情報を照会できない。
6	適 法 に 租 税 を 回 避 し、 税 務 負 担 を 引 き 下 げ る	<ul style="list-style-type: none"> あるオフショアエリアに設立したオフショアカンパニーが当地で取得した売上及び利益は免税か又は極めて低い税率での課税が可能であり、ひいては相続税を免除するところもある³。したがって、企業は、オフショアカンパニーを設立することにより税務を適切に手配し、合理的且つ適法に租税を回避することができる。 企業が設立したオフショアカンパニーの所在国/地域と企業自身の登録国/地域との間に二国間租税協定がある場合は、国外を源泉とした収入により納付しなければならない税金を引き下げる機会がある。
7	上 場 の ツ ー ル で あ る	<ul style="list-style-type: none"> バミューダ諸島、ケイマン諸島等のオフショアエリアに設立したオフショアカンパニーは、ニューヨーク、ルクセンブルク、香港、シンガポール等にて上場を申請することができる。
8	株 式 支 配 及 び 投 資 活 動 に 有 利 で あ る	<ul style="list-style-type: none"> 蒙牛を例にとると、2002年6月5日に、モルガンスタンレー等の多国籍会社三社がケイマン諸島にシェルフカンパニーである二社 China Dairy Holdings（中国乳業ホールディングス）とMS Dairy Holdings（モルガンスタンレー乳業ホールディングス）を登録し、一社目を将来に自己が「蒙牛」に出資した資金を受け取る口座会社とし、二社目を「蒙牛」に対し出資する株主会社とした。数日後、中国乳業ホールディングスは再びモーリシャスに全額出資の子会社である China Dairy（Mauritius）Ltd.（中国乳業モーリシャス社）を設立した。2002年9月23日、蒙牛の10名の発起人、出資者等はそれぞれ英国領バージン諸島に金牛社と銀牛社を登録設立した。この二社はいずれも中国乳業ホールディングスの50%の持分を買取り、中国乳業モーリシャス社は引き続き中国乳業ホールディングスの全額出資子会社となった。2002年10月と2003年10月に、モルガンスタンレー、Actis、CDHファンドはそれぞれ中国乳業ホールディングスの銀行口座を通じて、二回に分けて「蒙牛」に大量の資金を投入した。「内モンゴル蒙牛乳業有限公司」は、国外からの出資金を獲得した後、合弁企業に改

³ 例如香港，遗产税于2006年02月11日正式废除。

³ 例えば、香港は、相続税が2006年2月11日に正式に撤廃された。

		岸公司设计, 巧妙进行了企业的投资控股和资金管理活动。
9	发展 跨 国 业 务	<ul style="list-style-type: none"> 通过设立离岸公司向第三方国家或者地区投资, 企业可以绕开投资来源地的政策或者法律限制, 有利于控制风险、便利其境外资本运作。

		組し、中国乳業ホールディングスも、シェルフカンパニーから中国大陸での実体業務のあるホールディングカンパニーへと変化した。要するに、蒙牛は、オフショアカンパニーを通じて、企業の投資・ホールディング化及び資金管理を設計し、巧みに実施したのである。
9	多 国 籍 業 務 を 発 展 さ せ る	<ul style="list-style-type: none"> オフショアカンパニーを設立し、第三国又は地域に出資することで、企業は出資源泉地の政策又は法的制限を迂回することができ、リスク制御に有利で、その国外資本の運営に便利である。

不同离岸法区的离岸公司功能比较

近年来, 随着离岸公司的发展, 英属维尔京群岛、开曼群岛、萨摩亚、毛里求斯等原本鲜为人知的岛国和地区越来越受关注, 日益在国际经济尤其是国际投资领域扮演重要角色。对此, 律师以几个常见的离岸法区为例, 简要介绍不同离岸法区内的离岸公司的功能侧重。

地区功能	合法避税	上市工具	基金	投资控股
英属维尔京群岛	○	○		○
香港	○注 1			○
开曼群岛		○注 3	○	○
塞舌尔	○注 2			○

注 1: 不同于英属维尔京群岛, 香港属于低税率的商业中心。例如, 离岸公司需要就在香港赚取的利润进行纳税 (利得税为 16.5%), 纯粹进行离岸交易则不需要缴税。不过, 需要注意的是, 香港税务局在决定利润是来自本地业务还是离岸交易时会比较谨慎。

注 2: 塞舌尔的《国际商业公司法 1994》是当地规制国际商业公司 (即, 离岸公司) 的主要公司法例。国际商业公司如在塞舌尔境外进行商业活动, 均不须就此纳税。国际商业公司可转型为其他的当地公司, 例如塞舌尔特别执照公司⁴, 可以通过塞舌尔与相关国家 (包括中国、印度尼西亚、马来西亚、毛里求斯、泰国、南非、博茨瓦纳、阿曼、塞浦路斯、阿拉伯联合酋长国、越南和巴巴多斯岛等) 签订的双重课税条例避免双重征税。

注 3: 在开曼群岛设立的公司可以在纽约、香港、新加坡等地进行上市, 这也是吸引企业在开曼群岛设立公司的主要目的之一。

オフショアエリアごとのオフショアカンパニー機能の比較

ここ数年、オフショアカンパニーの発展に伴い、英国領バージン諸島、ケイマン諸島、サモア、モーリシャスといった従来それほど知られていなかった島国及び地域が益々注目されるようになり、日増しに国際経済、とりわけ国際投資分野において重要な役割を演じるようになった。この点について、筆者は幾つかのよく知られているオフショアエリアを例にとり、異なるオフショアエリア内のオフショアカンパニーの機能の重点を簡潔に紹介する。

地域×機能	適法な租 税回避	上場 ツール	ファンド	投資・ホ ールディング化
英国領バー ジン諸島	○	○		○
香港	○注 1			○
ケイマン諸島		○注 3	○	○
セイシェル	○注 2			○

注 1: 英国領バージン諸島とは異なり、香港は税率の低いビジネスセンターである。例えば、オフショアカンパニーは、香港で獲得した利益について納税する必要があり (利得税は 16.5%)、纯粹にオフショア取引を行う場合は納税は不要である。しかし、香港税务局は、利益が本地業務から来たものであるのか、それともオフショア取引によるものであるのかの決定は慎重に行われることに注意しなければならない。

注 2: セイシエルの「国際商業会社法 1994」は、現地の国際商業会社 (即ち、オフショアカンパニー) を規制する主な会社法例である。国際商業会社がセイシェル領外で商業活動を行う場合は、いずれも納税が不要である。国際商業会社は、その他のセイシェル特別免許会社⁴等の現地会社に転身することができ、セイシェルと関係する国 (中国、インドネシア、マレーシア、モーリシャス、タイ、南アフリカ、ボツワナ、オマーン、キプロス、アラブ首長国連邦、ベトナムおよびバルバドス等を含む) とが締結した二重課税条例を通じて二重課税を回避することができる。

注 3: ケイマン諸島に設立した会社は、ニューヨーク、香港、シンガポール等にて上場することができ、これもまた企

⁴ 特別执照公司是根据塞舌尔《公司 (特别执照) 法 2003》获发特别执照的塞舌尔当地公司。

⁴ 特別免許会社とは、セイシェル「会社 (特別免許) 法 2003」により特別免許が発行されるセイシェル現地会社である。

業がケイマン諸島に会社を設立する主要な目的の一つである。

中国法律对离岸公司的态度

律师理解，通过设立离岸公司（境外上市）引入增量外资，不仅可以带来新的资本形成和就业，更可以克服中国国内资本市场的瓶颈，弥补中国建设资金的不足，满足中国企业迅速发展的需要。然而，中国法律对于设立离岸公司的态度“褒贬不一”，主要问题可能在于，越来越多的中国境内企业或自然人选择通过设立离岸公司来进行返程投资，以换取外商投资企业待遇以及税收优惠、财政补贴等经济利益。

所谓返程投资，根据《[国家外汇管理局关于境内居民通过境外特殊目的公司融资及返程投资外汇管理有关问题的通知](#)》(2005年11月01日起实施；以下简称“《通知》”)第一条的规定：“返程投资是指境内居民通过特殊目的公司⁵对境内开展的直接投资活动，包括但不限于以下方式：购买或置换境内企业中方股权、在境内设立外商投资企业及通过该企业购买或协议控制境内资产、协议购买境内资产及以该项资产投资设立外商投资企业、向境内企业增资。”中国目前对待返程投资并非完全持赞同、支持的态度。律师理解，这可能主要基于如下原因：

- 首先，这种行为是对国家关于外商投资法律法规和政策的规避。中国目前对返程投资还缺乏有效的针对性立法和妥当的监管措施，一旦完全放开，返程投资可能扭曲现实经济状况、误导国家宏观经济决策，从而给中国的经济发展和法律建设留下隐患。
- 其次，为不法分子跨境洗钱行为提供便利。中国存在较多私人资本所有者将财富转移到境外然后再返程投资到境内的现象，其中不乏贪污受贿、侵吞国有资产等不法收入。故，返程投资客观上为洗钱行为提供了一种便利的途径，从一定程度上加大了中国查处不法份子、追回赃款赃物的难度。
- 第三，在经济领域，返程投资会造成中国税收流失和国有资产流失。在返程投资中，企业股东在将其境内权益转让给离岸公司时，可能蓄意隐瞒巨额股权转让溢价收入，巨额偷逃个人所得税。并且，由于境外公司通常不受中国法律约束，企业股东可以通过离岸公司随时随地处置资产，导致国有资产流失。

中国法律のオフショアカンパニーに対する見方

筆者の理解では、オフショアカンパニーの設立(国外上場)を通じて多くの外資を導入することは、新たな資本形成と就業を創出できるだけでなく、中国国内資本市場のボトルネックを克服し、中国建設資金の不足を補填し、中国企業の迅速な発展のニーズを満たすこともできる。しかしながら、中国法律のオフショアカンパニー設立に対する見方は賛否両論あり、主な問題点はおそらく、益々多くの中国国内企業又は自然人がオフショアカンパニー設立を通じて迂回投資を選択して、外商投资企业としての待遇及び租税優遇、財政補助等の経済利益に採って替えることにあると思われる。

いわゆる迂回投資とは、「[国内居住民による国外の特定目的会社を通じた融資及び迂回投資の外貨管理関係事項についての国家外貨管理局による通知](#)」(2005年11月1日施行、以下「通知」という)第一条の規定によると、「迂回投資とは、国内の居住民が特定目的会社⁵を通じて国内で実施する直接投資活動をいい、以下の方式を含むがこれらに限定されない。国内企業の中方の持分を購入し又は置き換えること、国内に外商投资企业を設立し当該企業を通じて国内の資産を買取り又は協議により支配すること、国内資産を協議により買取って当該資産をもって出資し外商投资企业を設立すること、国内企業に増資すること。」中国は、現在、迂回投資について完全に賛同し、支持する態度をとっているわけではないが、これは主に次の理由によるものであると考えられる。

- まず、この種の行為は、国による外商投資法令及び政策に対する潜脱である。中国は、現在、迂回投資について有効且つ確な立法及び妥当な監督管理措置に欠け、ひとたび完全に開放すると、迂回投資は現実の経済状況を捻じ曲げ、国のマクロ経済の策略を誤った方向に導くことで、中国の経済の発展及び法律の建設に隠れた危険性を残すと思われる。
- 次に、不法分子の国境を超えたマネーロンダリング行為に利便を提供する。中国にはかなり多くの個人資本保有者が富を国外に移し、その後改めて国内に迂回投資するという現象が存在し、その中には汚職による収賄、国有资产の横領といった不法収入が少なくない。したがって、迂回投資は、客観的に、マネーロンダリング行為にある種の利便を提供するルートになっており、中国が不法分子を取締り、汚職等で得た汚れた金銭及び不法な手段で手に入れた財物を取り戻す難度を多少なりとも高めてしまう。

⁵ 根据《通知》，“特殊目的公司”是指境内居民法人或境内居民自然人以其持有的境内企业资产或权益在境外进行股权融资（包括可转换债融资）为目的而直接设立或间接控制的境外企业。本文中，特殊目的公司可指离岸公司。

⁵ 「通知」によると、「特定目的会社」とは、国内の居住民法人又は国内の居住民自然人が自己の保有する国内企業の資産又は権益をもって国外で株式融資（転換社債融資を含む）を行うことを目的として直接に設立し又は間接的に支配する国外企業をいう。本文中では、特定目的会社はオフショアカンパニーであると言える。

- さには、経済分野において、迂回投資は、中国の税収の流失及び国有資産の流失を招き、企業の株主は自己の国内の權益をオフショアカンパニーに譲渡する際に、巨額の株式譲渡プレミアムを隠し誤魔化し、巨額の個人所得税から逃れるつもりがあるかもしれない。また、国外の会社は、通常、中国法の拘束を受けず、企業の株主は、オフショアカンパニーを通じて何時でもところ構わず資産を処分することができ、国有資産の流失を招いてしまう。

基于返程投资对中国的经济、法律等领域可能造成不同程度的负面影响，中国过去对返程投资以制止为主⁶。随着中国对外资、外汇监管能力的增强，中国对此问题的态度逐渐由“堵”转“疏”，开始在设定监管的基础上，允许中国企业通过境外特殊目的公司进行返程投资。中国目前对返程投资的特殊监管措施如下：

迂回投資は、中国の経済、法律等の分野において多かれ少なかれマイナスの影響をもたらすおそれがあることから、中国は従来、迂回投資については制止の姿勢をとってきた⁶。中国の外資、外貨監督管理能力が高まるにつれ、中国の本件に対する見方は、「制止」から「疎通」に徐々に変わり、監督管理を設定するという前提のもと、中国企業が国外の特定目的会社を通じて迂回投資を行うことを認め始めた。中国の現在の迂回投資に対する特殊監督措置は以下の通りである。

序号	监管措施	说明
1	中国对在境外设立特殊目的公司的限制	<p>(1) 商务部门审核。根据《境外投资管理办法》(2009年05月01日起实施；以下简称“《办法》”)及相关规定，中国境内企业设立境外企业(包括特殊目的公司)之前，需要首先经过商务部门的审核。对予以核准的企业，商务部门将颁发核准文件以及《企业境外投资证书》。</p> <p>(2) 外汇登记监管。根据《通知》，中国境内企业设立境外特殊目的公司之前，必须持相关材料向所在地外汇管理部门申请办理境外投资外汇登记手续。外汇局对相关材料审核无误后，应在《境外投资外汇登记证》或《境内居民个人境外投资外汇登记表》上加盖资本项目外汇业务专用章。投资者凭借上述材料去银行申请外汇账户。</p> <p>(3) 办理时间限制。根据《办法》，中国境内企业自领取《企业境外投资证书》之日起2年内，未完成有关境外企业设立手续或未办理境内有关部门手续的，原核准文件和《企业境外投资证书》自动失效；如需再开展境外投资，中国境内企业须重新办理商务部门的核准手续。</p>

番号	監督管理措置	説明
1	国外に設立する特定目的会社に対する中国の制限措置	<p>(1) 商務部門の審査。「国外投資管理弁法」(2009年5月1日から施行。以下「弁法」という)及び関係規定によると、中国国内企業が国外企業(特定目的会社を含む)を設立する前には、まず商務部門の審査を受けなければならない。認可された企業に対しては、商務部門は認可文書及び「企業国外投資証書」を発行する。</p> <p>(2) 外貨登記の監督管理。「通知」によると、中国国内企業は国外特定目的会社を設立する前に、必ず関係資料をもって所在地の外貨管理部門にて国外投資外貨登記手続きの申請を行わなければならない。外貨管理局は関係資料に誤りがないことを審査した後は、「国外投資外貨登記証」又は「国内居住個人国外投資外貨登記表」上に資本項目の外貨業務専用印を押印する。出資者は、上記の資料により銀行に赴き外貨口座の申請を行う。</p> <p>(3) 手続期間の制限。「弁法」によると、中国国内企業は、「企業国外投資証書」を受け取ってから2年以内に、国外企業の設立手続が完成せず又は国内の関係部門の手続きが終わっていない場合、原認可文書及び「企業国外投資証書」は自動的に失効する。国外投資を改めて実施する必要がある場合、中国国内企業は商務部門の認可手続を改めて行う必要がある。</p>

⁶ 详见《[国家外汇管理局关于完善外资并购外汇管理有关问题的通知](#)》以及《[国家外汇管理局关于境内居民个人境外投资登记及外资并购外汇登记有关问题的通知](#)》。该两通知现均已废止。

⁶ 詳細は、「外資の買収合併外貨関係事項を整備することについての国家外貨管理局による通知」及び「国内の居住個人国外投資登記及び外資買収合併外貨登記関係事項についての国家外貨管理局による通知」を参照。この2通知は現在はずに廃止されている。

<p>中国对特殊目的公司在境内投资的限制</p> <p>2</p>	<p>(1)特殊目的公司返程投资需要办理的商务、工商以及外汇等手续原则上与新设外商投资企业基本相同，其中，办理外汇登记所需要的材料有所区别。根据《通知》、《境内居民通过境外特殊目的公司融资及返程投资外汇管理操作规程》等的相关规定，特殊目的公司在中国设立或并购外商投资企业的，在工商部门办理完设立登记手续并领取营业执照后 30 日内，还需要向其返程投资的企业所在地的外汇管理部门提交《境外投资外汇登记证》或《境内居民个人境外投资外汇登记表》、商务部门的审批文件以及其他相关文件。</p> <p>律师认为，提交上述特殊文件办理外汇登记手续的目的在于，方便外汇管理部门对特殊目的公司的外汇监管（根据律师的经验，通常外汇管理部门会在外汇管理信息系统里加入标识，对返程投资设立的公司与其他外商投资企业加以区分）。</p> <p>(2) 税收优惠限制。目前，中国税务部门越来越重视抵制滥用税收协定和避税行为，如果中国税务部门认为特殊目的公司的相关交易涉嫌滥用税收协定或避税行为，有可能会启动调查程序，并可能拒绝提供相关税收优惠措施，那么，返程投资可能无法享受税收优惠政策。</p>
-----------------------------------	--

<p>特定目的公司的国内投资に対する中国の制限措置</p> <p>2</p>	<p>(1)特定目的会社の迂回投資に必要な商務、工商及び外貨等の手続は、原則として、外商投資企業の新設と基本的に同じであり、その内、外貨登記手続きに必要な資料が異なる。「通知」、「国内居住民の国外の特定目的会社を通じた会社融資及び迂回投資の外貨管理取扱規程」等の関係規定によると、特定目的会社が外商投資企業を中国に設立し又は買収合併する場合、工商部門にて設立登記手続きを行い且つ営業許可証を取得してから 30 日以内に、更にその迂回投資する企業所在地の外貨管理部門に「国外投資外貨登記証」又は「国内居住民個人国外投資外貨登記表」、商務部門の審査許可文書及びその他関係文書も提出しなければならない。</p> <p>筆者の認識では、上記の特殊文書を提出し外貨登記手続きを行う目的は、外貨管理部門が特定目的会社に対する外貨監督管理の利便上のものであると考える（筆者の経験によると、通常、外貨管理部門は外貨管理情報システム中に印を付し、迂回投資による会社とその他外商投資企業とを区別している）。</p> <p>(2) 租税特恵の制限。現在、中国税務部門は租税協定濫用及び租税回避行為の制止を益々重要視しており、中国税務部門が特定目的会社の斯かる取引が租税協定の濫用又は租税回避行為の疑いがあると認定した場合、調査手順が起動し、且つ斯かる租税特恵措置の提供を拒否するおそれがあり、そうなると迂回投資は租税特恵を受けられなくなるおそれがある。</p>
--	---

基于以上所述离岸公司的种种优势，随着离岸公司这一国际组织形式在中国的不断推广，及中国有关设立离岸公司的法律环境逐步宽松，律师相信，离岸公司将在中国的经济发展当中发挥越来越重要的作用。

（里兆律师事务所 2011 年 11 月 11 日整理编写）

以上に述べたオフショアカンパニーの様々な優位性から、オフショアカンパニーというこの国際組織形態が中国で絶えず普及し、且つ中国のオフショアカンパニー設立に関する法的環境が徐々に緩和されるに伴い、オフショアカンパニーは中国経済の発展の過程で益々重要な役割を果たすであろうと思われる。

（里兆法律事務所が 2011 年 11 月 11 日付で作成）